

## 熊対策活動支援事業補助金について

## 1 事業の目的

この事業は、地域住民（団体）の方々が、熊対策活動に主体的に取り組まれる場合に、その活動の経済的な負担の軽減を図るため、費用の一部を補助するもので、地域住民の方々との協働による対策を進めることで、熊による人身被害を防止しようとするものです。

## 2 補助対象団体

この事業の対象となるのは、熊の出没による人身被害の恐れがある地域で、その防止に向けた活動を行なう自治振興会とします。

## 3 補助金額等

## (1) 補助金の限度額

補助金の上限は、1団体あたり年額4.0万円とします。

## (2) 補助対象経費

補助の対象となるのは、警戒パトロール活動や熊対策としての環境整備活動等に要する経費として、次の表に掲げる経費とします。

活 動	補助対象経費	詳 細
警戒パトロール活動	車両による警戒パトロールに要する経費	パトロール1日当たりの単価。 補助上限 1,000 円/1日
熊対策環境整備活動 (熊の出没しにくい環境を整備する活動)	熊出沒地域における草刈作業に要する経費	草刈作業を行った際の単価。 補助上限 2,000 円/a
	放任果樹の伐採に要する経費	放任果樹の伐採作業を行った際の単価。 補助上限 7,500 円/本 もしくは 業者委託の場合は実費
	機械等購入	熊対策活動に必要な機械等の購入経費 対象：チェーンソー、草刈り機等
安全対策	活動を行う際に必要な安全対策	対象：クマ鈴、クマよけスプレー、保険料等

## 4 補助金の交付手続きについて

上記の活動を実施された後、補助金の交付申請書に、事業報告書・収支計算書・その他証拠書類等（位置図・活動前、活動後の写真・参加者名簿・領収書写・購入品の写真など）を添付して、森林政策課まで提出ください。